

給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除

対象税目：法人税、所得税（国税）

① 措置を講じる背景・課題（政策目的）

○企業の賃上げを促進することで、企業があげた収益の労働者への分配が進み、消費の拡大につながり、更なる経済成長が生まれるという「成長と分配の好循環」を実現し、日本経済を成長軌道に乗せていく。

当該措置の政策体系における位置づけ

1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展
7. 中小企業の発展
(経済産業省政策評価基本計画（令和8年度～12年度） https://www.meti.go.jp/policy/policy_management/kihon-keikaku/R8_R12seisakuhyoukakihonkeikaku.pdf)

② 現行制度の概要

根拠条文：法人税（租税特別措置法42条の12の5、租税特別措置法施行令第27条の12の5） 所得税（租税特別措置法10条の5の4、租税特別措置法施行令第5条の6の4）
創設年度：平成25年度
適用期限：法人 令和9年3月31日までに開始する事業年度、個人事業主 令和9年
事前事後の計画認定・報告の有無：【事前：無】【事後：無】

（中堅企業向け）常時使用する従業員の数が2000人以下の法人が令和9年3月31日までの間に開始する事業年度（各個人の場合は令和9年）に、国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、継続雇用者給与等支給額が前期の継続雇用者給与等支給額から4%、5%又は6%以上増加している場合、その法人の雇用者給与等支給増加額のそれぞれ10%、15%又は25%の税額控除ができる。
さらに、くろみん及びえるぼしの認定状況に応じて、税額控除率が5%上乘せされる。
なお、税額控除を受ける金額は当期の法人税額の20%を限度とする。

（中小企業向け）中小企業者等又は青色申告書を提出する常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人事業主が、前年度より給与等給与等支給額を1.5%または2.5%以上増加させた場合、その増加額のそれぞれ15%又は30%の税額控除ができる。
さらに、くろみん及びえるぼしの認定状況に応じて、税額控除率が5%上乘せされる。また、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額は、5年間の繰越しが可能。
なお、税額控除を受ける金額は当期の法人税額の20%を限度とする。

減収額

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
金額（億円）	(中小)392	(中小)1,125	(中小)827	(中小)1,436	(中小)2,011	(中小)2,908	(中堅)1,723 (中小)3,330

（出所）財務省 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書

③ アクティビティ

○日本経済を成長軌道に乗せていくため、予算措置等をあわせて講じながら、企業の賃上げを促進することで、企業が上げた収益の労働者への分配が進み、消費の拡大につながり、更なる経済成長が生まれるという「成長と分配の好循環」を実現する。

④ アウトプット

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数	(中小)26,453	(中小)118,439	(中小)93,151	(中小)131,361	(中小)204,051	(中小)238,744	(中堅)9,517 (中小)275,014
適用額（億円）	(中小)392	(中小)1,125	(中小)827	(中小)1,436	(中小)2,011	(中小)2,908	(中堅)1,723 (中小)3,330

（出所）財務省 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書

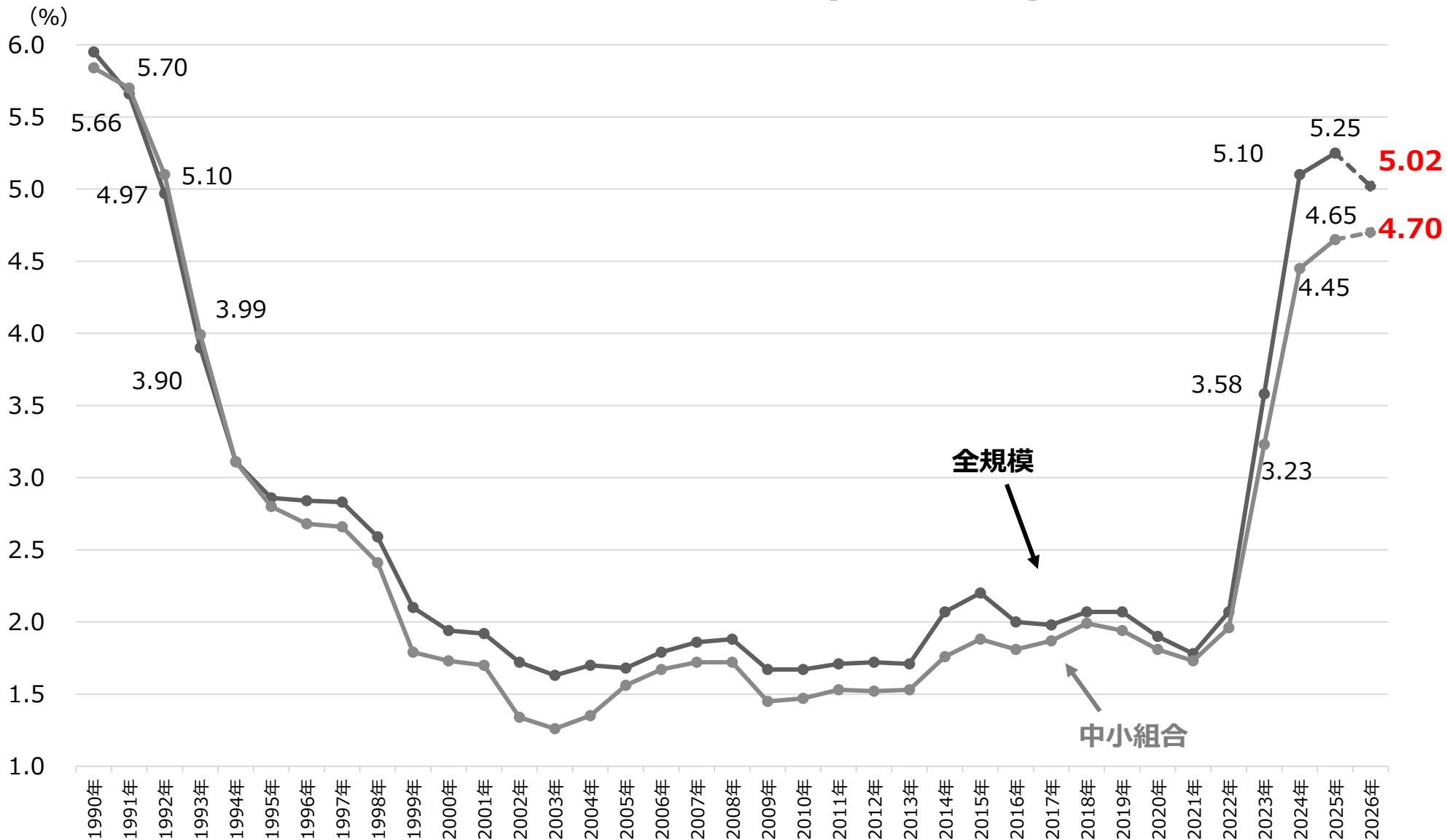
○アウトカムに対する効果分析

アウトプットから短期アウトカムへの効果発現経路	○賃上げ促進税制を利用する企業が増加することで、賃上げに向けた機運を醸成し、賃上げ率の変化が見え始める。
⑤ 短期アウトカム	○賃上げに向けた機運の醸成 指標：春季労使交渉回答集計結果の推移 目標値：インフレ率を超える賃上げ（5%）の実現 対象期間：令和6年度
短期アウトカムから中期アウトカムへの効果発現経路	○継続的な賃上げ機運の醸成を通じて、より高い賃上げ率の実現を目指す。
⑥ 中期アウトカム	○賃上げ率の向上 指標：実質賃金の推移 目標値：実質賃金年1%程度の上昇 対象期間：令和11年度
中期アウトカムから長期アウトカムへの効果発現経路	○労働供給制約社会においては、賃上げは単なる分配政策ではなく、人材を惹き付け、生産性向上投資を促し、企業の行動変容を促進する「供給力強化政策」そのものであり、経済成長の起点であるとの認識のもと、賃上げ率の向上を一過性のもthingとすることなく、引き続き賃上げを促進することで、賃上げの定着を図る。
⑦ 長期アウトカム	○賃上げの定着 指標：実質賃金の推移 目標値：実質賃金年1%程度の上昇 対象期間：令和11年度

分析に利用するデータ	選定理由（政府統計等でない場合、回収率・対象件数等）
令和6、7年度 企業の雇用状況等に関する調査研究報告書	・R6:有効回答数5,690回収率16.2%、R7：有効回答数4,979回収率14.1% ・企業の賃金動向や雇用状況等を把握するためのアンケート調査であるため。
春季労使交渉回答集計結果	・（出展）日本労働組合総合連合会「春季生活闘争回答集計結果について」 ・賃上げ率の推移を把握するため。
毎月勤労統計	実質賃金・名目賃金の上昇率を確認するため。

●分析手法：差の差分分析
 選定理由：賃上げ促進税制の効果を、介入による時間的な変化と、利用ありの企業・利用なしの企業の差を比較することで、その効果を推定することが可能なため。

春季労使交渉回答集計結果（連合集計）の推移



- ※ 1 : 調査対象は、連合加盟企業の組合。「中小組合」は、組合員数300人未満の組合。
- ※ 2 : 賞与等を含まない月例賃金ベース。平均賃金方式（集計組合員数による加重平均）の集計。
- ※ 3 : 2026年分は第5回回答集計結果を記載。

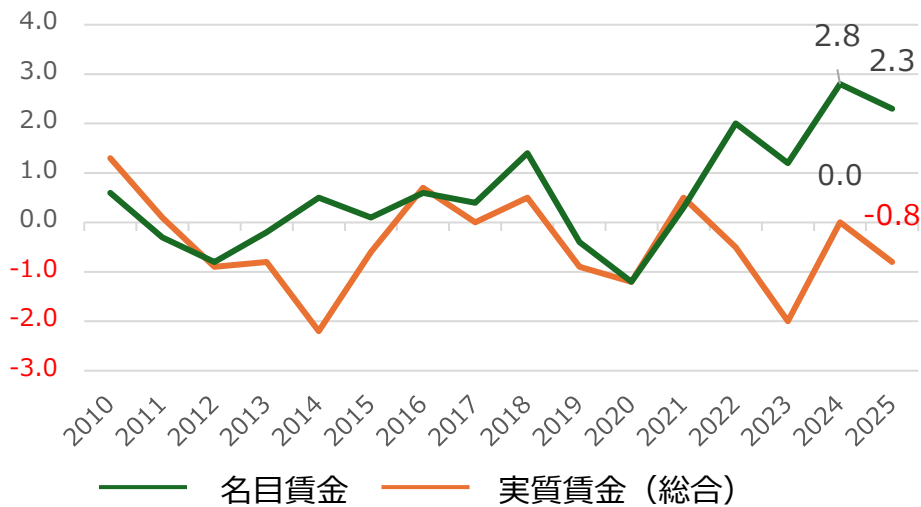
（出典）日本労働組合総連合会「春季生活闘争回答集計結果について」

毎月勤労統計（26年4月確報）

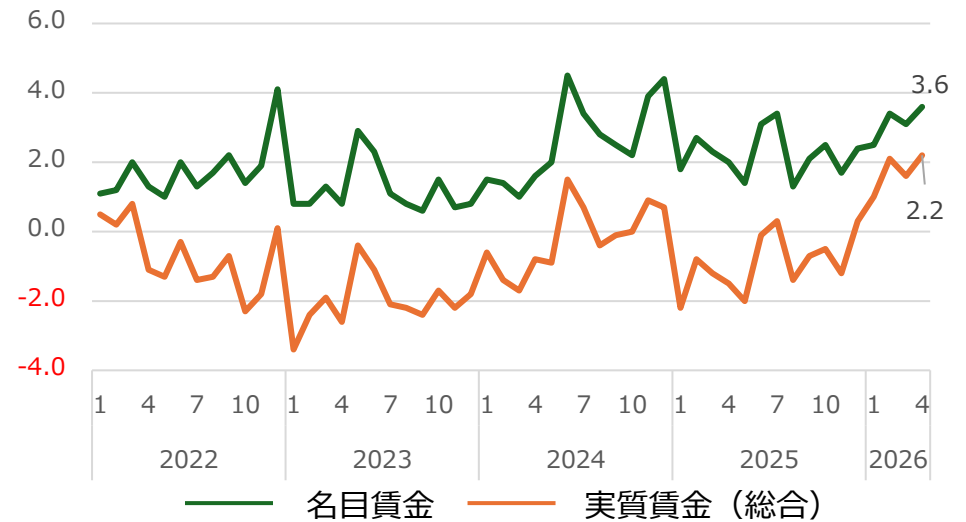
- 25年の名目賃金上昇率は2.3%、実質賃金上昇率は前年同月比▲0.8%
- 26年4月の実質賃金(総合)は前年同月比+2.2%。

名目賃金と実質賃金（現金給与総額）

(年ベース)



(月ベース)



(注1) 就業形態計（5人以上）

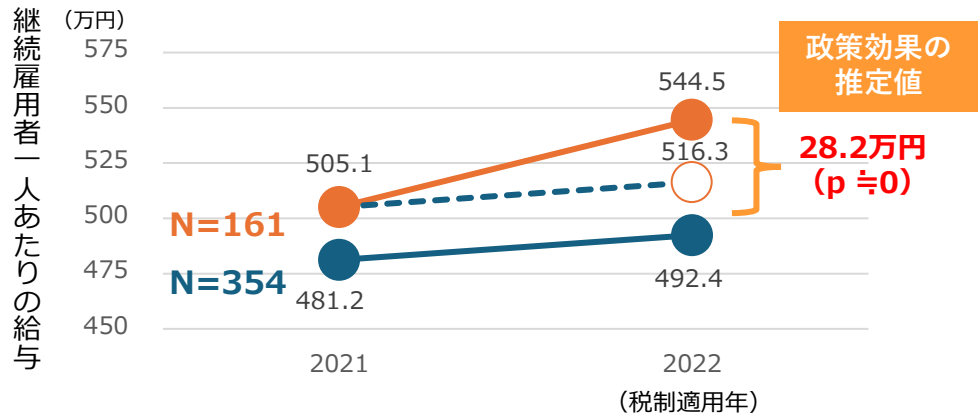
(注2) 2026年4月のデータは速報値

(資料) 厚生労働省「毎月勤労統計調査4月分確報」2026年6月24日公表

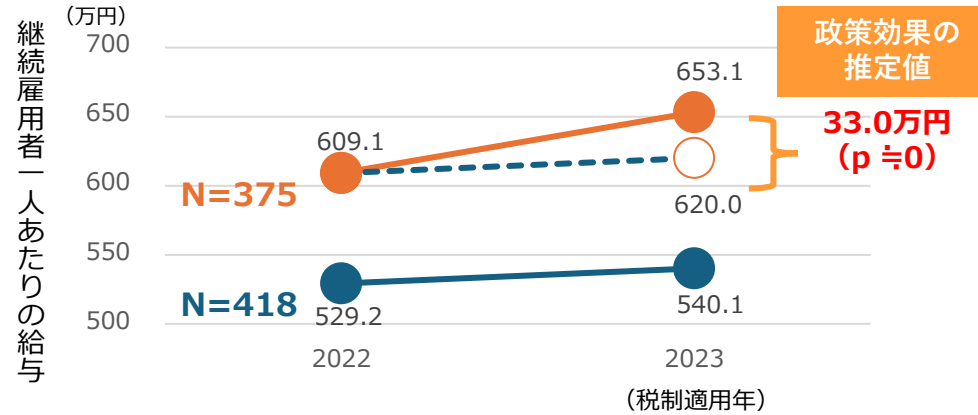
賃上げ促進税制の政策効果の検証①

- 2022年度、2023年度に賃上げ促進税制を適用した企業と非適用企業を経済学的な統計分析手法（差の差（DID）分析）により比較すると、**継続雇用者1人当たりの給与は適用企業の方が約30万円、継続雇用者給与総額は適用企業の方が約7億円、大きく上昇しており、税制活用によって賃上げが促進された可能性。**

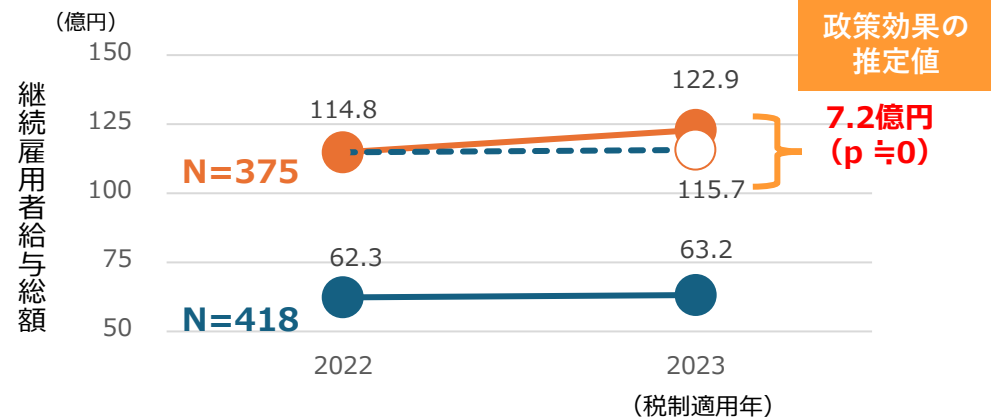
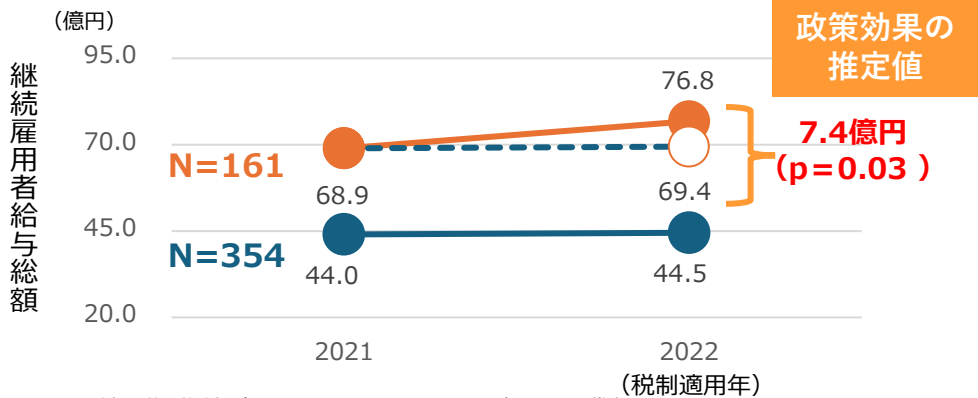
継続雇用者1人当たり給与の推移



- : 税制適用企業
- : 税制適用企業群において税制を活用しなかった場合の推計値
- : 税制非適用企業



継続雇用者給与総額の推移

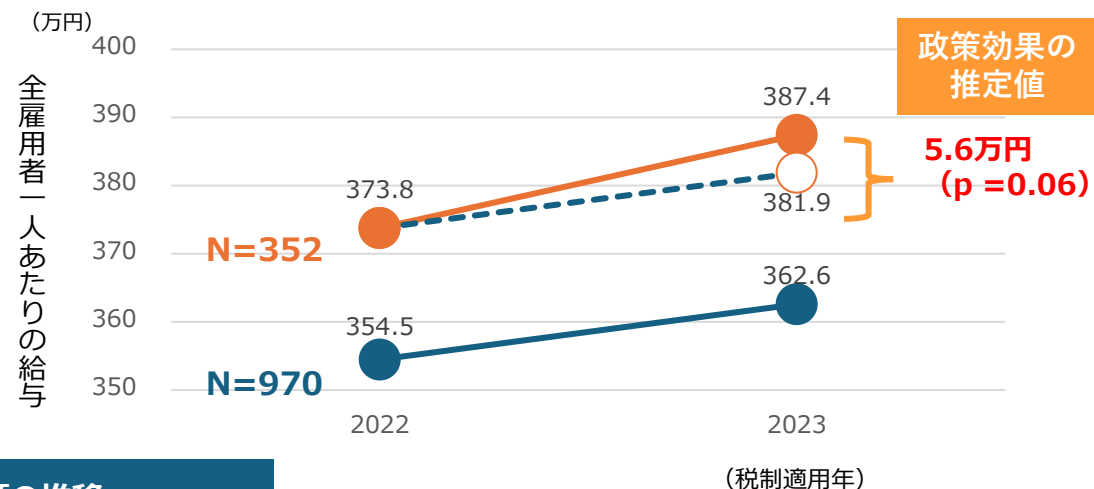


※DID分析：差の差分析（DID：Difference in Differences）を用いて推定。
 ※p値：統計的に有意な水準であるかを判定する値であり、値が小さいほど「効果や差がない」という仮定では観測された結果を説明しにくい（≒効果や差があると判断される）ことを示す。一般に、p値が0.1、0.05、0.01を下回ると、それぞれ10%、5%、1%水準で統計的に有意と判定される。
 ※「中堅企業向け」は令和6年度に創設されたため、本分析では令和5年度までの「全企業向け」を分析対象としており、分析対象には大企業も含まれる。
 （出典）経済産業省が実施したアンケート結果に基づいて作成。

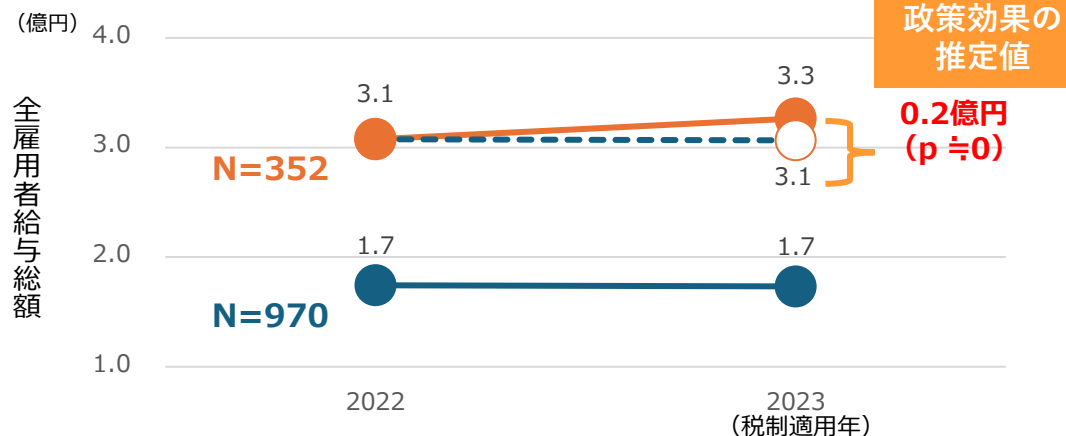
賃上げ促進税制の政策効果の検証②

- 2023年度に賃上げ促進税制を適用した中小企業と非適用企業を経済学的な統計分析手法（差の差（DID）分析）により比較すると、**全雇用者1人当たりの給与は適用企業の方が約5.6万円、全雇用者給与総額は適用企業の方が約0.2億円、大きく上昇しており、税制活用によって賃上げが促進された可能性。**

全雇用者1人当たり給与の推移



全雇用者給与総額の推移



※DID分析：差の差分（DID：Difference in Differences）を用いて推定。
※p値：統計的に有意な水準であるかを判定する値であり、値が小さいほど「効果や差がない」という仮定では観測された結果を説明しにくい（≠効果や差があると判断される）ことを示す。一般に、p値が0.1、0.05、0.01を下回ると、それぞれ10%、5%、1%水準で統計的に有意と判定される。
（出典）経済産業省が実施したアンケート結果に基づいて作成。

○ 評価等

	短期	中期	長期
① 各アウトカムの達成状況	○春季労使交渉集計結果（連合集計）によると、令和6年度において全規模5.10%、中小組合4.45%の賃上げ率を達成。	○令和7年の名目賃金上昇率は+2.3%、実質賃金上昇率は▲0.8%。足下では、実質賃金上昇率は、令和8年3月時点において+1.6%、4月時点において+2.2%を記録している。	○令和7年の名目賃金上昇率は+2.3%、実質賃金上昇率は▲0.8%。足下では、実質賃金上昇率は、令和8年3月時点において+1.6%、4月時点において+2.2%を記録している。

	短期	中期	長期
② 達成できていない場合の要因	○中小企業・小規模事業者を中心に、賃上げの取組が道半ば。	○中小企業・小規模事業者を中心に、賃上げの取組が道半ば。	○中小企業・小規模事業者を中心に、賃上げの取組が道半ば。

③ 政策効果等	○差の差分析の結果、税制適用企業は非適用企業と比較して、大きく賃金を上昇させていることが確認でき、本税制に関する政策効果が示唆された。 ○その上で、直近令和6年度の本税制全体の適用額は約9,560億円であり、足下の賃金上昇率がバブル期以来の水準となる高い伸び率を示している。特に大企業向けについては、令和6年度の適用件数9,756件、適用額約4,507億円であり、令和8年度税制大綱の方針を踏まえ、大企業向けについては適用期限を待たずに廃止を行った。		
---------	--	--	--

④ 租税特別措置等以外の手段と比較した場合の相当性	○予算等を通じて、企業の付加価値労働生産性の向上を図るとともに、賃上げ促進税制により、積極的に賃上げを行う企業を直接的に後押しすることで、企業における労働分配を促進し、「稼ぐ力」の強化と賃上げの好循環を実現する。		
---------------------------	--	--	--

⑤ 見直しの方向性	○中堅企業向けについては、令和8年度税制改正大綱の方針（令和8年度においてはより高い賃上げを促す方向で要件を強化しつつ継続し、適用期限をもって廃止する）を踏まえ、必要な見直しを行う。 ○中小企業向けについては、労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略の方針を踏まえ、5年間を重点期間と位置づけ、積極的に賃上げを行う中小企業・小規模事業者を後押しするため、抜本的な見直し・強化を行う。		
-----------	---	--	--

主担当部局：経済産業局 産業人材課
 共管担当部局：中小企業庁 事業環境部 企画課